

【参考】雇用保険受給資格者証の見方

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

（第1面）

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号 43011-25-00505-7		2. 氏名 ケンコウ ヨシコ		
3. 被保険者番号 5065-750016-8	4. 性別 女	5. 離職時年齢 43	6. 生年月日 3-560508	7. 求職番号 12345-67891234
8. 住所又は居所				
9. 支払方法（記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名） 000000 ○○銀行				
10. 資格取得年月日 020401	11. 認定日 3型-木	18. 受給期間満了年月日 80331		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 基本手当日額 3,879	20. 所定給付日数 120	21. 通算被保険者期間 180801	
22. 離職前事業所名 ○○○○ハウジン○○○○○○ビョウイン ○○○○法人○○○○○○病院				
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村） 0000			

基本手当日額が**3,612円以上（60歳以上の方は5,000円以上）**の場合
失業給付を受給する期間は、扶養からはずれる必要があります。

◆給付制限期間がある場合

退職日の翌日～給付制限期間終了日（例の場合は6年5月24日）までは扶養に入ることができます。

◆この記載がない場合

給付制限なし（＝すぐに失業給付が支給される）となるため、速やかに当組合までご連絡ください。

様式第11号（第17条の2関係）（第3面、第4面）



支給

43

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種	支給金額	残日数	備考
1	0508	25-000505-7		ケンコウ ヨシコ			
2		待機満了 待機満了日	070424				
3		給付制限期間	060425-060524				
4							
5	0604	060525-0606	13	基本手当	¥50,427	107	
6							
7	0625	060607-0627		基本手当	¥81,459	86	
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15	0920	060901-0922	22	基本手当	¥85,338		
16		支給終了					
17							
18							
19							
20							

支給開始日（給付制限期間終了日の翌日）

この印字がされたら、速やかに扶養削除の手続きをしてください。
この日（例の場合は6年5月25日）から保険証が使えなくなります。
支給開始日＝扶養削除日となります。

支給終了の印字が入ると、扶養加入の手続きが開始できます。

扶養に入れる日は、**支給終了日の翌日**（例の場合、9月23日）からです。